

## 市町村合併を契機とした入会林野の展開に関する一考察 —岩手県一関市大東町旧鳥海村地区の共有林を事例として—

佐々木一也<sup>\*1</sup>・岡田 秀二<sup>2</sup>

市町村合併と共有林との関わりおよび共有林の展望・課題を明らかにする立場から、一関市大東町の旧鳥海村地区を事例として取り上げ、以前と現在の共有林の状況を概観し、市町村合併に伴う展開の整理を行った。調査は、聞き取り調査、アンケート調査および資料・文献調査によって行った。結果として、(1) かつて入会慣行が存在した共有林も経営的には低調であったこと、(2) 市町村合併に伴って 186 ha の林野が正式に地元地区の所有となったことを機に、地区内の共有林の管理運営組織を一元化する方向付けがなされたこと、(3) (2) について地元住民の理解度は高く、地域自ら林野の支え手となる意識がある一方、他の主体との関わりを受け入れる意識が低く、また森林の公益的機能発揮に対する期待が高いこと等が明らかになった。共有林という地域資源の有効活用を図る上で、森林のもつ多面的な機能に注目し、他の主体との連携も視野に入れた幅広い視点からの利活用策の検討が重要な課題となろう。

キーワード：入会林野、共有林、市町村合併、集落、生産森林組合

**Kazuya Sasaki<sup>\*1</sup> and Shuji Okada<sup>2</sup> (2009) A Discussion of Common Forest Developments, Which Was Caused by Municipal Mergers: A Case Study of the Forest under Common Ownership in the Former Toriumi District. J. Jpn. For. Soc. 91: 71-78.** The forest under common ownership in the former Toriumi district (now in Daito, City of Ichinoseki, Iwate Prefecture) provides a case study to clarify the relationship between municipal mergers and forests under common ownership in terms of management vision and issues for the future. First, the former and current state of this forest is reviewed, followed by information on developments accompanying municipal mergers in the area. The study consisted of interviews, a questionnaire survey, and document and literature searches. Results revealed that: (1) management of the forest was slack despite common ownership practices in the past. (2) Upon a forest of 186 ha belonged to the district formally with municipal mergers, relevant parties agreed to merge management and operation of the district's forests. (3) The local population agreed to this move and was aware of the region's responsibility for its own forests but had limited awareness of the need for relationships with other bodies. And they expect a forest function of public benefit. Focusing on the varied roles of forests and studying usage policies intended a tie-up with other bodies are crucial issues that are intended to effectively utilize local resources like forests under common ownership.

**Key words:** common forest, forest under common ownership, municipal merger, production forest association, village

### I. はじめに (研究の背景と目的)

かつて共同的に利用・管理されてきた林野に目を向けると、長きにわたる林業の低迷も背景に、森元ら (2006) が指摘するように、林野の活用に対する期待は低く、関係者以外の人々はもとより地元地域の住民の間ですら関心が薄れつつさえある。そのような中で、平成の市町村合併が大々的に進められた。全国の市町村数は、平成の市町村合併で約 3,200 から約 1,800 へと 44% もの減少をみせており、岩手県内の市町村数も 58 から 35 に大きく減少 (-40%) した (表-1)。「目的は各時代によって異なるとはいえども、公的部門が半ば強行に合併を推進し、そしてその裏側で旧村財産が公的・私的な部門へ分解されていくという展開は、明治・昭和・そして今次の合併でもほとんど変わらない構図である」(三俣, 2006) とされるように、市町村合併は地域の林野に大きな影響を与えてきた。今次の合併でも多くの地域で地域資源である林野を今後どのような形で残してい

くかという課題に直面することとなった。

共同的な利用・管理に供される林野のひとつとして入会林野が挙げられる。それは後に入会林野整備によって生産森林組合を設立したものや、過去の市町村合併を経て財産区有林や市町村有林等に姿を変えてきたものも多く、そのいずれもが、それぞれ設立過程や歴史的経緯において地域的な特色を有している。生産森林組合有林や財産区有林、市町村有林となったものが一定の管理運営体制下に置かれている一方、同じく実質的な入会林野で現在まで共有林 (本稿では、「複数の個人や会社などが共同で所有する林野」という一般的な定義づけをして「共有林」と表記する)、とりわけ記名共有の形を取り続けてきた林野は、一般的に運営組織が脆弱といえる。そのような林野に、今回の市町村合併はいかなる影響を与えているのであろうか。

市町村合併と入会林野との関わりからの視点から、矢野 (2006a) は、「明治の大合併時には市制・町村制の中に財産区制度と旧慣使用権という制度が、また昭和の大合併時に

\* 連絡先著者 (Corresponding author) E-mail: kzyasski@iwate-u.ac.jp

<sup>1</sup> 岩手大学大学院連合農学研究科 〒020-0581 岩手県岩手郡雫石町御明神大石野 (The United Graduate School of Agricultural Science, Iwate University, Oishino, Omyojin, Shizukuishi, Iwate 020-0581, Japan)

<sup>2</sup> 岩手大学農学部共生環境課程 〒020-8550 盛岡市上田 3-18-8 (Environmental Sciences for Sustainability, Faculty of Agriculture, Iwate University, 3-18-8 Ueda, Morioka 020-8550, Japan)

(2008年3月25日受付; 2008年10月14日受理)

表-1. これまでの市町村合併の概要と入会林野との関わり

	明治の町村合併	昭和の市町村合併	平成の市町村合併
年代	1888~1889	1953~1961	2002~2008.3
契機	市制・町村制の施行	地方自治法の施行	地方分権改革?
市町村数 全国	71314→15859	9868→3472	3218→1821
の変化 岩手県	642→241	221→63	58→35
性質	強制的	半ば強制的	任意的
対共同体の方針	部落割拠の打破	部落会・町内会の否定	放置・放任? 切り捨て?
入会林野への措置	財産区(114条) 旧慣使用权(83条)	新財産区(294条) 財産区管理会(296条の2) 旧慣使用权(209条)	新たな措置はなし

矢野達雄「市町村合併と入会林野」(2006b)から引用。一部、筆者加工。「入会林野への措置」欄の( )は、明治の町村合併については市制・町村制、昭和の市町村合併については地方自治法の条項である。

は(いわゆる)新財産区制度がそれぞれ設けられたが、今回の合併に関しては林野を想定した新たな制度が用意されていないと整理した(表-1)。そしてそれは、「前2回と比し、林野の経済的重要性が低下したという事情を反映して」と分析している。そのような中で、「所有形態においても利用実態においても、地域の入会林野に大きな変容を迫った市町村合併史」(三俣, 2006)にも焦点を当てながら、今次の市町村合併に際して入会林野に起こっている問題を明らかにしようとした三俣(2006)の論考などは示唆に富む。同様の問題意識から、地域の状況を把握・整理するとともに今後の動向を注視していくことは重要といえよう。

ほかにも入会林野に関する研究に目を向けると、入会林野全体を捉えては、古くに数多くの研究が報告されたあと入会林野整備の動向に合わせて低調になった時期を経て、再び報告がみられるようになってきたことを岡田ら(2006)が整理している。また、財産区有林についても、近年になって事例整理や報告がみられるようになってきた(たとえば、三俣, 2001, 2004; 室田ら, 2004; 斎藤ら, 2007)。さらに最近では、林野の共同的な利用・管理に注目した報告が多く行われるようになってきている(たとえば、山下, 2006, 2007; 岩本, 2007; 伊藤, 2007)。しかしながら、共有林に焦点をあてた報告例は少なく、各地にある共有林の実態を明らかにする上では十分ではない。

筆者らは森林のもつ多面的機能の発揮や地域の機能維持の観点から、共有林の実態と、山村の地域や集落で自らが関係する林野を住民がどのように意識し今後の取扱いをどのように考えるのか、に注目している。本稿では、岩手県旧大東町(現一関市)の旧鳥海村地区を事例として取り上げ、以前と現在の共有林の展開を整理し、平成の市町村合併に係る動きを捉えた上で、市町村合併と共有林との関わり、今後の共有林管理の展望・課題を明らかにすることを目的とした。

## II. 調査地および調査方法

旧大東町は平成17年9月に1市3町2村と合併し、新たな一関市となった。林野面積約200km<sup>2</sup>(林野率71.9%)、人口16,704人(平成17年国勢調査)の山村で、岩手県南部、

北上山地の南端に位置している。基幹産業は農林業で、農・畜・林の複合経営がおもな形態となっている。林野についてみると、国有林の割合が5%ときわめて低く、また人工林率(55%)が県平均(43%)を上回って高いことが特徴である。

この旧大東町内のかつての旧村である鳥海村地区の共有林等を調査対象とした。岩手県内における整備着手入会林野(8,612ha)を旧市町村別にみた場合に、旧大東町が面積で4位(640ha)、割合で7.4%を占めており、そのうち約6割(382ha)が旧鳥海村地区にあることがその理由である。なお、旧鳥海村地区の共有林等も整備着手入会林野に位置づけられている(岡田ら, 2004)。

調査は、旧大東町および共有林組合等への聞き取り調査、旧鳥海村地区を対象に行ったアンケート調査ならびに資料・文献調査によって行った。

## III. 結 果

### 1. 旧大東町時代の共有林の概要

旧大東町の共有林について、昭和47年の大東町総合調査報告書は、「明らかに入会的利用の実質を持つと思われる集団」(15集団)を取り上げながら、綿密な調査結果を報告している。本調査は、当時町の新しいビジョン策定を視野に当時の現状をまとめることを目的に、町の委託調査として行われたものである(調査期間昭和44年7月~46年11月; 分担者船越)。

報告書によると、第1に、表-2の「成立欄」にあるように、共有林の成立は多くが旧村有林や国からの払下げによっている。そこには入会慣行が根強く存在しており、入会権の整理を図る上で、共有林への移行が選択されたことを物語っている。

第2に、組織の運営にあたり規約をもつ集団は約半数にとどまり、運営方針等についても権利者の寄合によって決するものがほとんどである。いきおい、経営計画を編成し、かつ実行しているケースは15集団のうち3集団にとどまっている(表-2中「運営」および「経営計画」欄)。

第3に、共有林成立後、「(権利者のもつ権利は)共有権であり、持分の売買譲渡は法的には可能であるから部落外流出を防止することはできず、多数集団の共有林では、その傾向が最近特に強まっている。」(括弧内筆者)と分析している。権利の取得に総会承認を必要としたり、部落内者・権利者間での売買・譲渡が奨励されたりしているが(表-2中「権利の取得」および「転出者の権利」欄)、共有形態である以上、十分な規制がはたらいてきたともいえないであろう。また、権利の相続によって細分化された権利の発生も当然に考えられ、このことは共有林経営の意思決定に影響を与える一つの要因であったであろう。

第4に、当時の労務事情は、権利者の無償出役と、作業量が多い場合の非出役権利者に対する出不足金の徴収とが大勢であった(表-2中「労務」欄)。しかし、報告書が「本格的な経営未だしの本町共有林にあって、経営のための労

表-2. 旧大東町内の共有林調査結果の概要（大東町総合調査（S44～46）の調査結果から）

名義者数	面積(調査値)	成立		納税の財源	運営		経営計画			権利関係			労務			経営意思					
		時期	起因等		規約	意思決定	編成	計画的な実行	公簿上所有者数	うち部落内	権利の総口数	所有者と一致	権利の取得	転出者の権利	権利者の出役	有償	無償	出不足徴収	現状是認	改善希望	処分希望
A	70	99.04	S15	村有林払下げ	組合費徴収	○	設置組織	○	○	70	70	72	一致	譲渡/ 総会承認	権利者への譲渡を奨励	○		○	○		
B	31	15.00	S4	村合併に伴う特売	各自の所得	×	設置組織	○	○	31	23	31	不一致	部落内譲渡	部落内者に売る必要	○		○		○	
C	27	10.50	S29	村有林払下げ	各自の所得	×	権利者寄合	×	×	27	27	27	不一致	部落内譲渡/ 総会承認	部落内者に売る必要	○		○		○	
D	8	1.50	S4	村有林払下げ	各自の所得	-	権利者寄合	×	×	8	8	8	一致	-	-	○		○		-	
E	74	63.00	S33	村有林払下げ	雑木売払い	○	権利者寄合	×	×	74	67	74	一致	譲渡	不変(権利残)	-	-	-	-	○	
F	101	105.00	T12	村有林購入(部落有林野統一事業)	立木処分	○	権利者寄合	×	×	101	99	101	一致	譲渡/ 総会承認	不変(権利残), 権利者への譲渡を奨励	○		○	○		
G	9	7.95	S23		権利者から徴収	-	権利者寄合	○	×	9	9	9	(一致)	譲渡/ 総会承認	不変(権利残), 権利者への譲渡を奨励	○		○	○		
H	33	20.39	M12	入会山を登録	薪木の代金	○	権利者寄合	○	○	33	30	33	一致	総会承認/ 部落内者	権利者への譲渡が必要, 不変(権利残)	○		○	○		
I	22	120.00	M1		各自の所得	○	権利者寄合	×	○	22	21	22	不一致	譲渡/ 総会承認	不変(権利残), 部落外者への譲渡も可, 権利者への譲渡を奨励	-	-	-	-	○	
J	21	326.22	M26	部落有林野の買い戻し	雑木売払い	○	権利者寄合	×	×	21	18	21	一致	譲渡・ 全権利者承認	不変(権利残), 権利者・部落内者への譲渡を奨励	○		○		○	
K	4	41.67	?	町有林払下げ	間伐等収入	-	権利者寄合	×	○	4	2	4	一致	-	不変(権利残)	-	-	-	-	○	
L	42	38.50	M37	国から払下げ	共有者均等割	-	権利者寄合	×	×	21	18		一致	譲渡	不変(権利残)	○		○	○		
M	20	1.20	M37	国から払下げ	共有者均等割	-	権利者寄合	×	×	20	18		一致	譲渡	不変(権利残)	-	-	-	-		
N	20	1.80	M37	国から払下げ	共有者均等割	○	設置組織	○	×	20	19		一致	譲渡	不変(権利残)	○		○	○		
O	20	1.70	M37	国から払下げ	共有者均等割	○	設置組織	○	×	20	18		一致	譲渡	不変(権利残)	○		○	○		

大東町（1972）大東町総合調査報告書 370～381 ページの表 4-2 を筆者が加工して作成。

働力問題はそれほどシビアではない。」とするように、労務問題は共有林経営において重要課題ではなかった。

第5に、経営意思をみてみると、5集団が「改善したい」と回答している（表-2中「経営意思」欄）。中には、当時既に生産森林組合に改組した共有林組合もある。反対に、現状是認のスタンスの共有林組合は林業経営意欲も低調であっただろうし、負担を受け入れてまで造林を行う意欲がなかったものと思われる。この部分に関し報告書は、「低調な経営意欲とそれとうらはらな権利関係の複雑さの解決のためには、恐らく長い年月を要することであろう。」と指摘している。

2. 現在の旧鳥海村地区の共有林および市町村合併に伴う動き

ここでは、旧大東町農林課職員、各共有林組合長および鳥海生産森林組合事務局長（前大東町職員）に対して行った聞き取り調査の結果から明らかになった点を整理する。

現在、旧鳥海村地区には、次に掲げる一つの生産森林組合と三つの共有林組合がある（図-1および表-3）。i) 鳥海生産森林組合（組合員 228 名/面積 291 ha；数値は H18 末現在。以下同。）、ii) 鳥館共有林組合（組合員 73 名/面積 61 ha）、iii) 丑石共有林組合（組合員 101 名/面積 97 ha）、iv) 市之通共有林組合（組合員 34 名/面積 39 ha）。これらはいずれも、かつての部落有林野統一政策により「形式市町村有・実質部落有となったもの」（川島、1973）の払下げを受けるなどにより成立したものである。図-2 はこれらの組合員の関わり（組合員数）を示している。この図から、

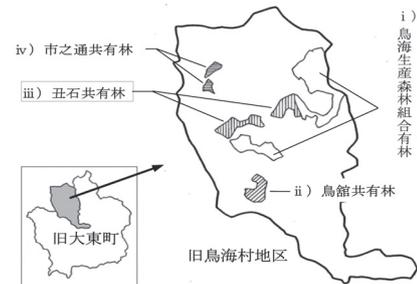


図-1. 旧大東町と旧鳥海村地区の共有林等

旧鳥海村地区全世帯（413）のうちいずれの組合員でもない者が 185 名（世帯）いることがわかる。

i) の鳥海生産森林組合は、前身である前森生産森林組合（S44 年設立/組合員 69 名（H17）/105 ha）を再編し、鳥海早期育成林組合（S41 年設立/組合員 246 名/186 ha）を統合して平成 17 年 7 月に設立された。前森生産森林組合とは、もともとは昭和 15 年に村からの払下げを受けて成立した共有林組合が、昭和 44 年にいわゆる近代化法による入会林野整備によって生産森林組合となったもので、72 名（のちに 69 名）の記名共有で 105 ha の林野を所有していた。このうち約 8 割が県行造林となっており、組合としての事業活動は低位であり、経営も苦しい状態が続いてきた。一方、鳥海早期育成林組合とは、かつての部落有林野統一によって旧村の財産となり、のちの昭和 40 年代はじめに町からの

表-3. 旧鳥海村地区の共有林組合の概要

	鳥館共有林組合	丑石共有林組合	市之通共有林組合
成立	村有林払下げ (S33)	村有林購入 (T12)	村合併に伴う特売 (S4)
面積	61 ha	97 ha	39 ha
組合員数	73名	101名	34名
規約の有無	あり	あり	なし
役員の数	9名	16名	5名
総会の開催	臨時のみ	3年ごと	案件あるとき (現在は毎年)
税納付	すべて保安林のため非課税	以前: 組合費から 現在: 線下補償費から	各自の所得から集金
経営計画書	なし	なし	なし
権利者以外の利用	なし	なし	なし
転出者の権利	実質不変	実質不変	実質不変
林野の状況	すべて県行造林 (満期 H28.3)	すべて町行造林 (満期 H22.10)	(すべて雑木山)
10年間の事業実績	実績なし	実績なし	実績なし
労務(出役)実績	なし	境界刈払い (森林整備地域活動支援交付金)	境界刈払い (森林整備地域活動支援交付金)
組合費徴収	なし (H18分担金徴収 (1万円/戸))	なし	なし
その他(備考)	所有権分割されている権利の整理が 当面の課題。	収入に結びつかないことを理由に、林野に 対する期待低。いま、改めて林野の扱いを どうするか、には関心大。	これまでは「共有で所有するためだけの林 野」であったが、森林整備地域活動支援 交付金等を機に共有林への関心が復活。積 極的なリーダーも現れ、林野を活かしたいと 考えているが手段を思案中。

聞き取り調査等から。数値はH18末現在。

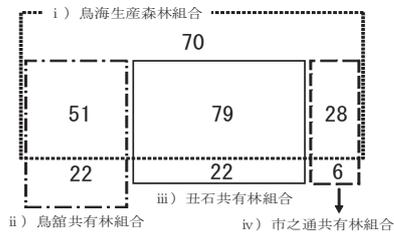


図-2. 旧鳥海村地区内各共有林組合等の組合員数

聞き取り調査をもとに作成。鳥海生産森林組合員以外の50名(世帯)は町外在住者である。

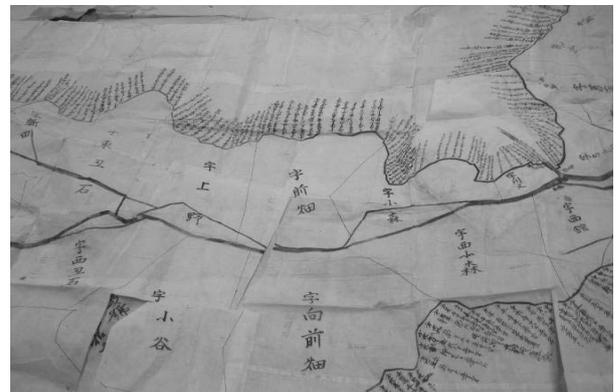


図-3. 東磐井郡鳥海村繪圖

旧大東町沖田コミュニティセンターにて筆者撮影。縦に線が引かれ、利用区域が区分けされている。

無償払下げが決定した186haの林野の管理を行うためにつくられた任意の組合である。しかしながら当該林野は、これまで登記が行われないうまま約6割を町行造林とし、約2割が牧野として町に貸し付けられてきた。いわば「形式町有実質入会」の形態を続けてきたことになる。

i)~iv)のうち、iv)を除いて非常に多くの面積を対象に分収林契約(県行造林、町行造林)が行われており、契約以降は直営的な林野利用はほとんどみられない(大東町、1972)。聞き取り調査からは、かつて家畜飼養のための採草利用や薪炭材採取利用が、古典的共同利用や字を単位とする割山利用的な形態をとって行われていたことが把握できたが(図-3参照)、昭和40年代から現在まで、総じて粗放な利用にとどまってきたのが実情である。表-3をみても、ここ10年事業実績がないなど、以前と比較して大きな変化はないといえる。しかし、近年、二つの共有林組合で森林整備地域活動支援交付金を活用した境界管理作業が行われるなど、林野への関心の高まりがみられるようになった。このことは、注目すべき点であると考えられる。

旧大東町の合併に当たり、これまで登記が行われずに

た鳥海早期育成林組合の林野(186ha)の取扱が課題としてクローズアップされた。これに対し、五つの組合の役員が中心となり、旧鳥海村地区の共有林をより効率的に管理することを目的として運営組織を整理統合し、一つの生産森林組合とする方向づけが行われた。整理統合後の形態を生産森林組合とした背景については不明な点があり、断定的なことはいえないが、既存の生産森林組合を含めての統合である事情から、現行制度の中で生産森林組合への統合が自然であると組合役員等関係者が判断したものと考えられる。具体的には、まず、前森生産森林組合と鳥海早期育成林組合を統合・再編し、鳥海生産森林組合を設立する。一方、三つの共有林組合を入会林野整備によって解消した上で生産森林組合を設立し、最終的にこれら二つの生産森林組合を統合することが計画されたのである。入会

林野整備によって生産森林組合を設立すれば、代位登記や税制特例などの措置が適用される。しかし、過去に入会林野整備を行って設立された前森生産森林組合を含む五つの関係する組合を一度に一つの組織に統合する方法では、こうした措置の対象にならない。関係者の負担軽減の視点が大きな因子としてはたらいている。

この計画の実現に向けて、前出の鳥海生産森林組合事務局局長が、五つの組合の意見集約をはじめ各戸への説明資料の配付、説明会の開催、権利者への個別説明および権利者の確定作業等に力を注いでいる。数百名の権利者が関わり作業が複雑さをきわめる中で、一定の方向性に理解を得て、実際に事態を動かしていくためには、こうした強いリーダーシップが不可欠であろう。また、町（行政）の協力も欠かせない。全国の入会林野整備実績が件数・面積ともにピーク時の5%未満となっている現在、ともすると入会林野に対する市町村サイドの受け止めが弱くなりかねないが、旧大東町は地元地域と県との調整等を積極的に行っており、こうした町（行政）の支援態勢は重要である。

3. 地元地域の意識

次に、地元地域の住民が、地域の森林や2. で述べたような組織の統合・再編についてどのような考えをもっているかなどを主題として、旧鳥海村地区の全世帯（413世帯）を対象に行ったアンケート調査の結果から明らかになった要点を整理する。なお、アンケート調査は、平成19年10月に留置き法により行った。回収率は93.7%であったが、白票が多かったことにより有効回答率は63.2%にとどまっている。

(1) ここ10年間で林業収入実績があった世帯はごくわずか（4.1%）であるが、所有森林の手入れを1年以内に1回程度行った割合をみると、森林所有者全体で39.1%、共有林組合員では47.4%となっており、森林の維持管理が放棄されてはいない（表-4）。(2) 組合員であることのメリットとして多かった回答が「組合員間のつながりを維持できた」（26.5～37.7%）であり、また組合総会へは「どちらかといえば参加していた」を含め「参加していた」が53.3～57.9%であるなど、共有林組合等は組合員間の関わりを維持し続けさせるものとして機能してきた（表-5）。(3) 地域の森林に対する関心度についてみると、三つの共有林組合員および鳥海生産森林組合員（以下「組合員」という。）で約4分

表-4. 所有森林の手入れ状況

	森林所有者 全体	共有林 組合員	鳥海生産 森林組合員	非組合員
半年以内に1回程度	21 (11.4)	17 (19.3)	17 (12.8)	2 ( 5.9)
1年に1回程度	51 (27.7)	37 (28.1)	40 (30.1)	9 (26.5)
ほとんど手入れを 行っていない	105 (57.1)	74 (52.6)	73 (54.9)	20 (58.8)
その他	7 ( 3.8)	4 ( 0.0)	3 ( 2.3)	3 ( 8.8)

アンケート調査から。鳥館、丑石、市之通の3共有林組合の組合員を「共有林組合員」とし、共有林組合と生産森林組合のいずれにも属さない者を「非組合員」とした。（ ）は計に対するそれぞれの割合（%）。共有林と重複して鳥海生産森林組合の構成員となっている者がいるため、計が森林所有者全体の数とは合致しない。

表-5. 組合員であること（あったこと）のメリットおよび総会への参加状況

	共有林組合	鳥海早期 育成林組合	前森生産 森林組合
林業収入を当てにできた	23 (17.4)	6 ( 4.9)	5 ( 5.5)
将来に向けて森林を安心して 保持できた	33 (25.0)	29 (23.8)	32 (35.2)
メリ ット 組合としてまとまりのある活 動ができた	19 (14.4)	13 (10.7)	8 ( 8.8)
組合員間のつながりを維持で きた	35 (26.5)	46 (37.7)	29 (31.9)
その他	22 (16.7)	28 (23.0)	17 (18.7)
参加していた	53 (35.3)	54 (38.6)	42 (40.0)
どちらかといえば参加して いた	27 (18.0)	27 (19.3)	16 (15.2)
どちらかといえば参加して いなかった	26 (17.3)	20 (14.3)	18 (17.1)
参加していなかった	44 (29.3)	39 (27.9)	29 (27.6)

アンケート調査から。鳥館、丑石、市之通の3共有林組合をまとめて「共有林組合」とした。（ ）は計に対するそれぞれの割合（%）。また、有効回答数が異なるため、計は一致していない。

の3が関心があり関心度が高いものの、非組合員では54.8%にとどまっている。しかしながら、地域の森林をどうにか維持発展させようとする体制整備（＝管理運営組織の一元化＝生産森林組合への統合）に対しては、「賛成である」とする回答率が一番低い非組合員でも86.2%と、組合員非組合員を問わず多くが賛意を示し理解度が高い（表-6：以下同）。(4) 地域の森林の今後の支え手について、組合員では「地元の地域住民」の回答が約5割を占め、地域自ら支え手となる意識がある一方、他の主体としては国・県・市の行政機関が約4割となっており、それ以外の主体との関わりを受け入れる意識が低い。他方、非組合員では「地元の地域住民」が約3割、「国・県・市」が約5割と、組合員との間に違いがみられた。(5) 地域の森林に期待する機能として、組合員で木材生産が根強くある（1割強）ものの、非組合員を含め総じていわゆる公益的な機能以外に期待する機能の多様性が低い。(6) 後継者事情を職業別にみると、組合員については、農家や自営業等では後継者が決まっている割合が比較的高く（約5～7割）、都市部への人口流出が続く中で、いわゆる「家業」の継承がそれなりに維持されている。他方、非組合員ではこうした傾向は認められず、様相が異なる。(7) 現在住んでいるところからの転出を望むものが5.3～8.1%にとどまるとともに、集落行事への参加率は一番低い非組合員でも78.7%、組合員では9割強と非常に高く、いまなお集落維持の意思があると考えられる。

最後に、アンケート調査後に集計結果等を提示して改めて行った聞き取り調査（各組合の役員のうち8名を対象）において得られた補足すべき結果を挙げておく。

(1) 最終的に統合されたあとの鳥海生産森林組合に対し、組合員間の関わり、ひいては集落・地域内の関わりを築き維持する機能をも期待している。(2) 地域の森林を支える新たな支え手については、人と事業の継続性が維持できるかどうかのポイントとして考えられている。(3) 比較的地

表-6. アンケート調査結果集計表

		共有林組合員		鳥海生産森林組合員		非組合員			
地域の森林に 対する関心度	関心がある	111	(73.5)	115	(75.2)	40	(54.8)		
	関心がない	40	(26.5)	38	(24.8)	33	(45.2)		
鳥海生産森林 組合の周知度	知っている	132	(87.4)	152	(99.3)	12	(15.4)		
	知らない	19	(12.6)	1	(0.7)	66	(84.6)		
組合統一に 対する賛否	賛成である	125	(89.3)	132	(91.0)	50	(86.2)		
	賛成でない	15	(10.7)	13	(9.0)	8	(13.8)		
地域の森林の 今後の支え手	国	8	(12.1)	26	(17.7)	8	(11.9)		
	県	8	(12.1)	22	(15.0)	14	(20.9)		
	市	9	(13.6)	15	(10.2)	12	(17.9)		
	(小計)	<37.9>		<42.9>		<50.7>			
	地元地域の住民	35	(53.0)	71	(48.3)	20	(29.9)		
	都市住民								
	任意団体	5	(7.6)	11	(7.5)	6	(9.0)		
	企業 その他	1	(1.5)	2	(1.4)		7 (10.4)		
地域の森林に 期待する機能	災害防止	28	(19.4)	29	(20.1)	22	(29.3)		
	地球温暖化防止	31	(21.5)	28	(19.4)	19	(25.3)		
	水資源かん養	38	(26.4)	35	(24.3)	9	(12.0)		
	大気浄化・騒音緩和	0	(0.0)		(0.0)	0	(0.0)		
	保健休養の場	1	(0.7)	2	(1.4)	1	(1.3)		
	野生動植物生息の場	4	(2.8)	5	(3.5)	0	(0.0)		
	野外教育の場	4	(2.8)	4	(2.8)	1	(1.3)		
	木材生産	16	(11.1)	20	(13.9)	5	(6.7)		
	きのこ等林産物生産	2	(1.4)	3	(2.1)	3	(4.0)		
	その他	2	(1.4)	2	(1.4)	2	(2.7)		
	特にない	6	(4.2)	5	(3.5)	6	(8.0)		
	わからない	12	(8.3)	11	(7.6)	7	(9.3)		
	職業別 後継者事情	決まっている			決まっている		決まっている		
決まっている		16	(59.3)	決まっている	11	(40.7)	決まっている	19	(65.5)
決まっている		12	(63.2)	決まっている	7	(36.8)	決まっている	15	(68.2)
決まっている		20	(58.8)	決まっている	14	(41.2)	決まっている	18	(60.0)
決まっている		5	(29.4)	決まっている	12	(70.6)	決まっている	5	(26.3)
決まっている		1	(33.3)	決まっている	2	(66.7)	決まっている	1	(33.3)
決まっている				決まっている	2	(66.7)	決まっている	2	(66.7)
決まっている				決まっている			決まっている	2	(50.0)
決まっている		2	(66.7)	決まっている	1	(33.3)	決まっている	1	(50.0)
決まっている		3	(100.0)	決まっている	4	(100.0)	決まっている	5	(55.6)
決まっている				決まっている	1	(100.0)	決まっている	1	(16.7)
決まっている	2	(28.6)	決まっている	5	(71.4)	決まっている	3	(42.9)	
決まっている	12	(44.4)	決まっている	15	(55.6)	決まっている	12	(46.2)	
決まっている			決まっている	4	(57.1)	決まっている	1	(100.0)	
決まっている			決まっている	14	(53.8)	決まっている	5	(25.0)	
決まっている			決まっている			決まっている	15	(75.0)	
定住意思	できるだけ現在住んでいる	137	(91.9)	140	(92.7)	72	(94.7)		
	集落で暮らしたい								
	できればよそに移りたい	12	(8.1)	11	(7.3)	4	(5.3)		
集落行事 への参加	参加している	81	(54.4)	83	(55.0)	29	(38.7)		
	どちらかといえば参加している	54	(36.2)	55	(36.4)	30	(40.0)		
	どちらかといえば参加していない	11	(7.4)	11	(7.3)	13	(17.3)		
	参加していない	3	(2.0)	2	(1.3)	3	(4.0)		

アンケート調査から、鳥籠、丑石、市之通の3共有林組合の組合員を「共有林組合員」とし、共有林組合と生産森林組合のいずれにも属さない者を「非組合員」とした。( )は列項目の計に対するそれぞれの割合(%), < >は国・県・市の割合の計。また、有効回答数が異なるため、各項目の計は一致していない。

地域の森林に多面的な機能を期待している組合(集落)では、保健休養等の観点から広葉樹林(雑木林)の造成を重視する視点もたれている。(4)後継者の決定に関わって、「家業」の継承というよりはむしろ「家」の継承が維持されていると捉える方が妥当である。(5)季節ごとの祭事など、集落行事を支えに地元地域に生きている人たちも多く、集落維持の意思はいまなお強く存在している。

#### IV. 考 察

前述のように、今回の市町村合併を契機として、旧鳥海村地区では共有林の運営組織を整理統合し、地域の森林を

管理していくことが方向づけられた。同時に、三つの共有林組合が抱えてきた問題、すなわち組合員の部落外への転出やそれに関わる権利関係の複雑化等の問題解決を図ろうとする気運が高まり、これらについては入会林野整備を行うことで地域の合意がほぼ得られている。

ここで権利者の確定が大きな問題となった。転出者の所有権が分割登記されている例もみられ、権利者の確定と権利の整理にかかる手続き作業において非常に困難をきわめている。この整理作業は容易でないが、今後地域の共有林の舵取りを担う鳥海生産森林組合が中心となって、現在、関係者の相続系統図の作成作業を進めながら権利者の確定

を急いでいる。

構想が現実になれば、約 500 ha に及ぶ林野を所有することになる。聞き取り調査において四つの組合すべてから「所有したあと現実的に利活用できるか否かが重要である」旨の回答が寄せられるなど、所有者個々にも、ただ所有しているだけではいけない、との意識は高まってきている。

部落有林野統一などで市町村有地になりながらも実質入会権を残してきたような林野の今後の展開について、矢野(2006a)は四つのケース予想—(1)新市町村の財産に移行、(2)財産区等を設立、(3)もとの権利者である地元地区(部落)に還元または払下げ、(4)旧市町村有名義のまま放置—をするとともに、市町村合併と入会林野の関係を考える上で考慮すべきポイントとして、「本来の権利者の権利が確保されるか否か」「林野の持続的管理が行われるかどうか」の2点を挙げている。今回取り上げた組合のうち鳥海早期育成林組合は、広義でケース(3)に該当する。また、他の三つの共有林組合も市町村合併を契機とした展開の中で権利関係の整理が図られ、新たな管理運営組織への移行が予定されているという意味では、矢野が挙げた二つのポイントがあてはまるであろう。

矢野による四つの予想ケースのいずれにおいても、ただちに森林管理・林野利用の活性化につながるとは考えにくい。しかし、ケース(1)~(3)については、権利関係の整理とその結果として林野の持続的管理の態勢づくりが進むといえ、そのことは利点といえる。そして現実の地域に目を向けたとき、筆者らは聞き取り調査等を通じ、矢野が挙げた2点に必要な要素として「地元地区(部落)住民に相応の意識があるかどうか」「地元行政機関の支援態勢が十分か」「地元地区(部落)内でのリーダー(中心的人物)が存在するかどうか」が重要であると考えられる。

今回の調査では、これまでどちらかという林野と深い関わりを持たずにきた地元地区(部落)住民が、III. 3. でみたように、<自分たちに関わりがある林野を今後どのようにしていくべきか>という点について、必ずしも全員が同水準でないにしろ、これまでにはなかったほど関心を高くもち、自らが支え手となって地域の森林(林野)を維持管理していく意識をもっていること、また、そのために重要といえる集落維持の意思があることがわかった。そして旧組織を統合・再編して新たな生産森林組合を設立させるなど具体的に展開し始めている。入会林野整備の受け皿を生産森林組合とすることの是非については議論の余地があるが、管理体制(組織)を整えて地域の林野を取り扱っていかうとする前向きな姿勢は評価してよいと考える。

しかしながら、今後の展開を見通す上での課題も残されている。運営組織の統一化が方向づけられ、関係者の合意も得られていながら、2年以上が経過した現在も権利関係の整理が終わらずに残る三つの共有林組合の入会林野整備が進まないなど、次の展開に至っていない。身近な森林の維持管理に対する意識を住民がもっている地域でさえこうした状況にあるところに、林野の共同的管理を進める上での

大きな課題がみえる。

旧鳥海村地区の共有林は、総じて粗放な利用にとどまってきた。多くを官行造林としてきたことも関係し、必ずしも組合員と林野との関わりが深かったといえない。しかし、その官行造林もまもなく満期を迎えつつある。そして今回の市町村合併を契機とする動きが、組合員に意識をもたせ、さらに地元住民にも関心をもたせたことは事実である。このあと所有することが予定される林野をどのように扱っていくか、その具体的な検討が今後旧鳥海村地区に課せられる課題となる。三俣(2006)が指摘しているように、「市町村合併の議論の中に、旧村有財産をめぐる地域自治力あるいは地域環境の保全という視点を組み入れるということもまた必要」となろう。以前からの慣行を背景に、林野の利活用に対する意識が林産物販売収入に対する期待等に矮小化されているとすれば、共有林の新たな利用展開を期待しにくいと考える。

アンケート調査結果からは、森林に期待する機能として公益的機能への偏りが窺われた。しかし見方を変えれば、公益的機能に対する関心がそれだけ高いということでもある。今回取り上げた共有林組合の中にも、森林がもつ保健休養の機能にも着目しながら共有林野の利活用策を模索する動きがみられるものもあり、こうした視点が重要であると考えられる。

他方、支え手については、多様な主体との連携を視野に入れた体制づくりの検討も求められよう。たとえば、全国で森林づくりにかかわる活動を実施しているボランティア団体の数は平成18年で1,863団体となり、平成12年の3.2倍と近年大幅に増加している(林野庁, 2008)。また、内閣府が実施した「森林と生活に関する世論調査」によると、森林を手入れするためのボランティア活動に55%(前回調査値約41%)の者が参加の意向を示している。さらに、林野庁の調査によると、森林ボランティア活動に取り組む団体のおもな目的として一番多いのは「里山林等身近な森林の整備・保全」であり、67%の回答率(複数回答)となっている(林野庁, 2007)。こうした背景を活かすような幅広い視点からの検討が重要な課題になると考えられる。

旧鳥海村地区の共有林が一生産森林組合に統合された後、実際にどのような管理運営が行われていくのか、またその上で課題となるものは何なのか、そして地元地区(部落)の住民はそのことにどう対処していくのか。これらの調査・分析を通じて、これらからの共有林のあり方に関する考察を進めることが今後の課題である。

## 引用文献

- 大東町(1972)大東町総合調査報告書。300pp, 大東町。  
伊藤勝久(2007)中山間地域における資源管理とソーシャル・キャピタルの存在状況—鳥根県雲南市を事例に—。http://wwwsoc.nii.ac.jp/jfes/kenkyukai/abstract/T2-4.pdf, 2008.3.5  
岩本純一(2007)滋賀県湖東地域における入会林野利用の展開。http://wwwsoc.nii.ac.jp/jfes/kenkyukai/abstract/B-7.pdf, 2008.3.5  
川島武宜編(1973)社会と法1。法社会学講座7。432pp, 岩波書店, 東京。

- 三俣 学 (2001) コモンズ論から見た財産区制度の環境保全的意義—滋賀県甲賀郡甲賀町大原財産区有林を事例として. 林業経済研究 47(3) : 41-48.
- 三俣 学 (2004) 財産区有林の管理実態に関する環境経済学的考察—岩手県江刺市・滋賀県甲賀町の財産区有林を事例として. 京都精華大学紀要 27 : 109-128.
- 三俣 学 (2006) 市町村合併と旧村財産に関する一考察—環境保全・コミュニティ再考の時代の市町村合併の議論に向けて—. 日本民俗学 245 : 68-98.
- 森元早苗・嶋田大作・田村典江・三俣 学・室田 武 (2006) 利用・管理形態の違いにみる森林管理に対する意識の比較—京都市右京区山国地区での私有林と共有林を事例として—. 環境経済・政策学会 2006 年大会報告要旨集 : 93-94.
- 室田 武・三俣 学 (2004) 入会林野とコモンズ—持続可能な共有の森. 265pp, 日本評論社, 東京.
- 岡田秀二・赤澤由明・永坂 崇 (2004) 入会林野整備と残存する入会林野—岩手県のアンケート調査から—. 入会・コモンズ 2004 : 39-48.
- 岡田秀二・佐々木一也 (2006) 第 4 章 入会林野論. (林業経済研究の論点—50 年の歩みから—. 林業経済学会編, 日本林業調査会, 東京). 173-204.
- 林野庁 (2007) 森林づくり活動についてのアンケート集計結果 : 7.
- 林野庁 (2008) 平成 19 年度森林及び林業の動向 : 79.
- 斎藤暖生・山下詠子・浅井美香・泉 留維 (2007) 地域による共同的な林野管理制度としての財産区—2007 年悉皆調査による設置現況と平成の市町村合併の影響—. <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jfes/kenkyukai/abstract/B-3.pdf>, 2008.3.5
- 山下詠子 (2006) 入会林野における認可地縁団体制度の意義—長野県飯山市と栄村の事例より—. 林業経済 59(8) : 17-32.
- 山下詠子 (2007) 混住化地域における入会集団の動態—長野県の事例より—. <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jfes/kenkyukai/abstract/B-8.pdf>, 2008.3.5
- 矢野達雄 (2006a) 入会林野の現代的再生を. 都市問題 97(11) : 68.
- 矢野達雄 (2006b) 市町村合併と入会林野. 総合政策学科市町村合併研究会報告書, サイト発表. [http://www.cpm.ehime-u.ac.jp/research/research05\\_1/2-7.pdf](http://www.cpm.ehime-u.ac.jp/research/research05_1/2-7.pdf), 2006.12.12